

合併処理浄化槽設置整備事業補助金
～申請の手引き～

令和6年4月

南房総市

南房総市建設環境部環境保全課
TEL 0470-33-1053

目 次

1	制度概要	・・・	1
2	補助金の交付申請について	・・・	5
3	補助金の交付決定について	・・・	10
4	変更承認申請について	・・・	10
5	実績報告について	・・・	11
6	完了検査について	・・・	12
7	補助金の交付額の確定について	・・・	12
8	補助金の請求について	・・・	12
9	様式【記入例】	・・・	13
10	《参考》実績報告書添付写真	・・・	26

1 制度概要

(1) 趣旨

南房総市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に付け替える人に設置費用の一部を補助しています。

(2) 補助対象浄化槽

合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽のいずれかに該当する浄化槽であって、環境配慮型浄化槽であること。

・合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する機能を有するもの。

・高度処理型合併処理浄化槽

合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が20ミリグラム／リットル以下若しくは総リン濃度が1ミリグラム／リットル以下の機能を有するもの又はBOD除去率97パーセント以上、かつ、放流水のBOD5ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の能力を有するもの。

・環境配慮型浄化槽

次の表に定める消費電力基準以下の浄化槽をいう。

(単位：W/h)

人槽（人）	通常型	BOD10 mg/L以下	リン除去型
5	39	53	83
7	55	75	90
10	75	102	157

環境配慮型浄化槽の適合機種は、一般社団法人浄化槽システム協会 HP をご確認ください。

(3) 補助対象建物

住宅（店舗等と併設する場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上で、処理対象人員が10人以下のもの）

補助対象条件	単独浄化槽からの転換	くみ取り便所からの転換
新築	×	×
元の家を撤去して建替え	○	×
増改築（リフォームを含む）	○	○

(4) 補助対象地域

市内全域

- ・閉鎖性水域地域・・・富浦地区、富山地区、三芳地区
- ・その他地域・・・白浜地区、千倉地区、丸山地区、和田地区

※令和4年2月1日付けで市内全域を浄化槽処理促進区域に指定しました。

(5) 補助対象者

補助対象建築物に自ら居住し、又は第10条に規定する実績報告書の提出日までに補助対象建築物に自らの住所を有する者で、転換事業を実施しようとする者。**(新築や別荘、別宅は対象外)**

次のいずれかに該当する者は**対象外**となりますのでご注意ください。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けず、又は法第5条第1項の規定による設置等の届出をしないで、補助対象浄化槽を設置する者
- (2) 補助金の交付を決定した日の属する年度の3月15日までに転換事業を完了することができない者
- (3) 販売の目的で補助対象浄化槽付補助対象建物を建築する者
- (4) 補助対象建物を借りている者で、設置について賃貸人の承諾が得られないもの
- (5) 市税等を滞納している者
- (6) **補助金の交付の決定の通知を受ける前に補助対象浄化槽の設置に係る工事に着手する者**
- (7) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあつては、浄化槽保守点検業者が法第11条第1項に規定する検査の受検手続きを行う予定をしていない者又は浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあつては、法第11条第1項に規定する検査の受検を契約する予定をしていない者
- (8) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある者
- (10) 南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱（平成24年南房総市告示第140号）第8条第1項の規定による奨励金の交付決定を受けた補助対象建築物において、当該交付決定を受けた日の属する年度内に転換事業を実施する者

(6) 補助金の額 (限度額)

ア 補助金額 (限度額) については、次のとおりです。

・ 単独処理浄化槽からの転換

地域区分	補助対象 浄化槽の 種別	人槽区分	補助限度額	内訳		
				設置補助	撤去	宅内配管
閉鎖性 水域地 域	高度処理 型合併処 理浄化槽	5人槽	812,000円	332,000円	180,000円	300,000円
		6~7人槽	894,000円	414,000円		
		8~10人槽	1,028,000円	548,000円		
その他 地域	合併処理 浄化槽	5人槽	812,000円	332,000円		
		6~7人槽	894,000円	414,000円		
		8~10人槽	1,028,000円	548,000円		

・ くみ取り便所からの転換

地域区分	補助対象 浄化槽の 種別	人槽区分	補助限度額	内訳		
				設置補助	撤去	宅内配管
閉鎖性 水域地 域	高度処理 型合併処 理浄化槽	5人槽	732,000円	332,000円	100,000円	300,000円
		6~7人槽	814,000円	414,000円		
		8~10人槽	948,000円	548,000円		
その他 地域	合併処理 浄化槽	5人槽	732,000円	332,000円		
		6~7人槽	814,000円	414,000円		
		8~10人槽	948,000円	548,000円		

イ 宅内配管工事費について

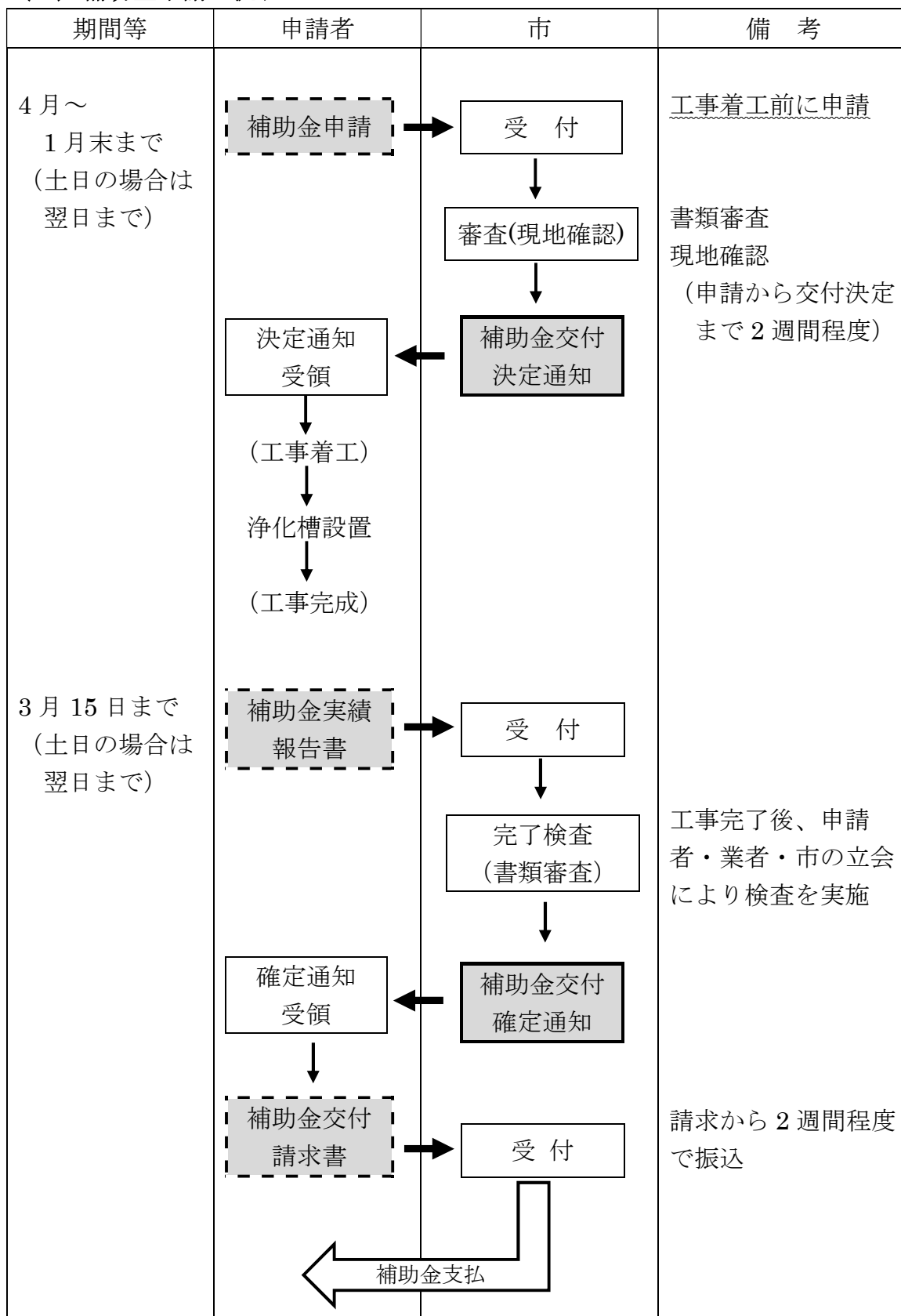
浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事に付帯して行う宅内配管工事費 (浄化槽への流入管 (便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。)

建替え (単独からの転換に限る。) や 新築同等のリフォームなどの場合、宅内配管工事費は対象外となります。 また、転換と家屋の増築等工事を一緒に行う場合、増築等に伴う配管については補助対象外となりますので、環境保全課までご相談ください。

ウ 撤去費について

単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に必要な工事費 (浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。)

(7) 補助金申請の流れ



2 補助金の交付申請について

申請書に添付書類を1月末日（土、日曜日である場合には、これらの翌日）までに申請してください。受付は環境保全課窓口（南房総市役所 別館2）のみで、各地域センター窓口や郵送での受付はしていません。補助金の交付を受けるには、工事着工前までに交付決定を受ける必要があります。

(1) 提出書類

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）

(2) 添付書類

	書類	補足
(1)	法第5条第2項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し	県（安房地域振興事務所）の受領印があり、受領日から10日経過しているもの。浄化槽設置届出書の写しの場合は浄化槽概要書を添付。確認済証の写しの場合は浄化槽調書も添付。
(2)	設置場所の案内図	任意様式。設置場所の所在地が分かるもの。
(3)	事業計画書（別記第2号様式）	（p.15 記入例参照）
(4)	補助対象浄化槽の構造図	浄化槽メーカーが認定を受けた「型式適合認定証」、「型式適合認定証別添仕様書及び図面」、「認定証の写し」を添付。
(5)	補助対象浄化槽の設置及び敷地内外の排水系統を含んだ建物の配置図及び間取り	家屋内の間取りと、敷地内外の流末までの排水系統がわかるもの。建て替え等がある場合は新旧の間取りを添付。
(6)	転換事業に係る見積書の写し及び契約書の写し	任意様式。設置、撤去、宅内配管工事の内訳が分かるように記載。
(7)	当該補助対象浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票）	全国浄化槽推進市町村協議会発行の登録証の写しと管理票（C票）を添付。
(8)	一般社団法人千葉県浄化槽協会の保証登録証（市町村用）	千葉県浄化槽協会の証明印があるものを添付。
(9)	補助対象建築物を借りている者は、当該補助対象建築物の賃貸人の承諾書	任意様式。申請者が賃貸人の承諾を得たことが分かるものを添付。
(10)	住所の確認及び市税等納付状況調査に関する同意書（別記第3号様式）	本人の直筆であること。 （p.16 記入例参照）

(11)	市外に住所を有する者にあつては、誓約書（別記第4号様式）	本人の直筆であること。 (p.17 記入例参照)
(12)	法第11条第1項に規定する検査に関する届出書（別記第5号様式）	本人の直筆であること。 (p.18 記入例参照)
(13)	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写し	千葉県知事の許可を得ており、有効年月日が期限内であるもの。
(14)	浄化槽設備士免状の写し	施工を担当する浄化槽設備士の免状の写しを添付。
(15)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 ・プレキャスト板（PC板）施工計画書及び委任状等	PC板を使用する場合は、当該メーカーより千葉県の承認を得たPC板についての施工計画書と使用に係る委任状取得し、添付する。

※ 申請対象者が2人以上いるときは、申請対象者全員の同意により代表者を決め、その代表者が申請する。この場合代表者は、申請者全員の同意を得たことを証する書類添付する。

【 参 考 : 建て替えやリフォームがある場合 】

建物の建替え（単独浄化槽からの転換に限る。）や新築同等のリフォームなどの場合、宅内配管工事費は補助対象外となります。

また、転換と家屋の増築等工事を一緒に行う場合は、増築等に伴う配管の延伸部分については補助対象外となります。

このため建替え（単独浄化槽からの転換に限る。）や増築等を伴う合併浄化槽の整備の際には、必ず建替え前、建替え後又は増築等前、増築等後の配置図及び間取りを添付してください。

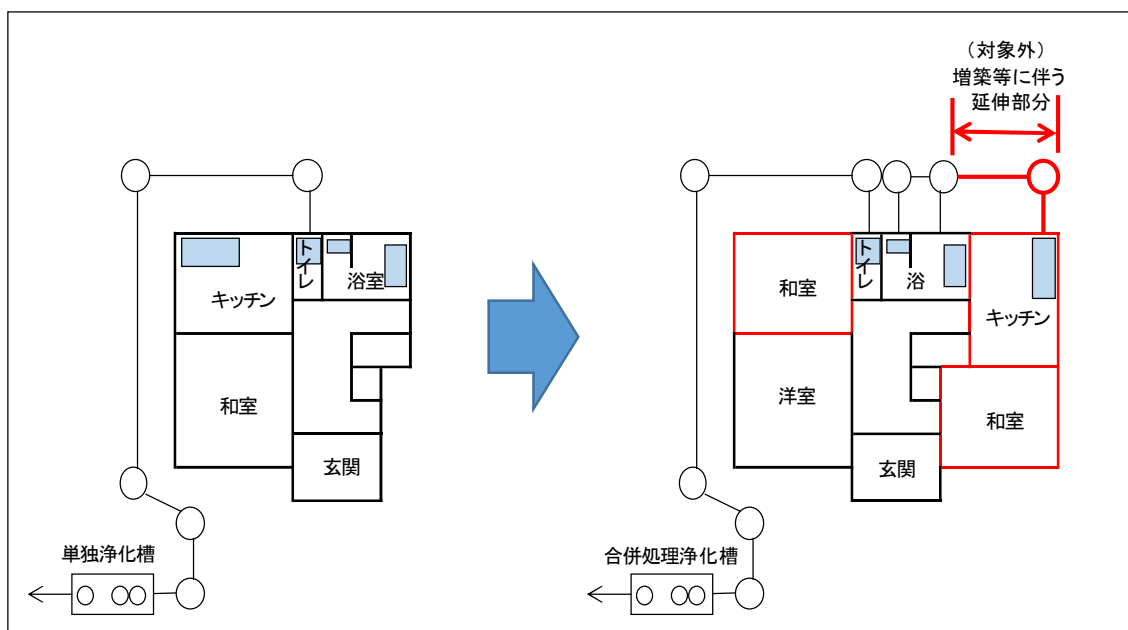
【添付書類(5)】

補助対象浄化槽の設置及び敷地内外の排水系統を含んだ建物の配置図及び間取り

建物の増築等

キッチンを増築した部分に移動し、宅内配管に延伸が発生した場合

増築等に伴う配管の延伸部分は、宅内配管工事費の補助対象外となります。合併処理浄化槽内訳書に補助対象と補助対象外の金額を分けて記載してください。



第2号様式(第7条関係) 事業計画書

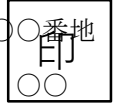
1 設置者	住 所	南房総市富浦町青木〇〇番地	
	氏 名	南房総 太郎	
2 事業区分	<input checked="" type="radio"/> ① 単独処理浄化槽からの転換 <input type="radio"/> 2 くみ取り便所からの転換		
3 住宅所有者	<input checked="" type="radio"/> ① 本人 <input type="radio"/> 2 共有 (人) <input type="radio"/> 3 その他 ()		
4 建物	建築面積	110.0 m ²	
	延べ面積	1 専用住宅 110.0 m ² 2 店舗等併用住宅 m ² (うち居住部分の面積 m ²)	
5 浄化槽の設置に関する事項	設置場所	南房総市富浦町〇〇〇〇番地	
	浄化槽の名称 (型 式)	株式会社 〇〇〇 〇〇〇-〇型	
	処理能力	5 人槽	
	設置に係る経費 ※補助限度額に満たない場合は、当該費用(千円未満切り捨て) (A)	332,000 円	
6 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に関する事項	設置場所	南房総市富浦町〇〇〇〇番地	
	名称 (型式)	〇〇〇〇 〇〇 〇〇-〇〇	
	処理能力	10 人槽	
	処分業者	〇〇〇〇 株式会社 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
	撤去費 ※補助限度額に満たない場合は、当該費用(千円未満切り捨て) (B)	180,000 円	
7 宅内配管工事に関する事項	<input type="radio"/> 1 転換事業 <input type="radio"/> 2 建替え(単独浄化槽からの転換)を伴う転換事業 <input checked="" type="radio"/> ③ 増築等を伴う転換事業		
	宅内配管工事費 ※補助限度額に満たない場合は、当該費用(千円未満切り捨て) (C)	300,000 円	
8 交付申請額	(A) + (B) + (C)		812,000 円

備考 設置に係る経費、撤去費、宅内配管工事費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記入すること。

(A)、(B)、(C)及び交付申請額は補助金の申請額を記入すること。
(千円未満は切り捨て)

合併処理浄化槽工事費内訳書（見積書・請求書）【見本】

千葉県南房総市〇〇〇番地
 〇〇〇〇会社
 代表取締役 〇〇



設置、撤去、宅内配管工事の内訳が分かるよう記入

工種	形状寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	合計(円)
1 合併処理浄化槽設置						
合併処理浄化槽	浄化〇〇-5	1	基	350,000	350,000	695,000
土工事		1	式	150,000	150,000	
基礎工事		1	式	65,000	65,000	
据付工事		1	式	130,000	130,000	
設置に係る経費が補助限度額に満たない場合は、当該費用（千円未満切り捨て） 事業計画書（第2号様式）（A）へ記載						
2 既存浄化槽撤去						
浄化槽撤去	清掃含む	1	式	210,000	210,000	260,000
処分費		1	式	20,000	20,000	
埋戻		1	式	30,000	30,000	
撤去費が補助限度額に満たない場合は、当該費用（千円未満切り捨て） 事業計画書（第2号様式）（B）へ記載						
3 宅内配管						
土工事		1	式	135,000	135,000	305,000
流入放流配管	VUφ100	1	式	90,000	90,000	
汚水枡	φ150	1	式	80,000	80,000	
宅内配管工事費が補助限度額に満たない場合は、当該費用（千円未満切り捨て） 事業計画書（第2号様式）（C）へ記載						
3 その他						
配管費	増築分	1	式	50,000	50,000	150,000
諸経費	書類作成費等	1	式	100,000	100,000	
小計	増築等を伴い補助対象外となる宅内配管工事費などは、 その他に分けて記載					1,410,000
消費税等						141,000
総合計						1,551,000

3 補助金の交付決定について

補助金交付申請の内容を審査し、内容に不備がなければ受付します。

受付後、職員が現地に伺い、現況状況、放流先の確認及び事前着手されていないことなど確認します。(申請者の立ち合いは必要ありません。)

申請書類内容審査、現地事前確認を終えた後、補助金の交付が決定した場合に「合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（別記第6号様式）」が申請者に通知されます。

この通知を受領後、工事の着手をお願いします。

4 変更承認申請について

補助金交付決定通知を受領後、工期の変更などの補助金申請内容を変更する場合や工事を中止、あるいは補助事業を中止する場合には、合併処理浄化槽設置整備事業変更(中止・廃止)承認申請書（別記第8号様式）の提出が必要となります。

変更又は中止若しくは廃止を承認したあと、合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第9号様式）を送付します。

5 実績報告について

工事完了後1箇月以内又は交付決定年度の3月15日（当該日が日曜日又は土曜日である場合には、これらの日の翌日）のいずれか早い日までに、実績報告書に添付書類を添えて提出してください。

(1) 提出書類

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第10号様式）

(2) 添付書類

	書類	補足
(1)	次のいずれかの書類 ア 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、法第11条第1項に規定する検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し イ 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽清掃業者との業務委託契約書及び法第11条第1項に規定する検査の受検を契約したことを証する書面の写し	県の許可を受けた保守点検業者、市の許可を受けた清掃業者と契約を締結していること。
(2)	転換事業に係る請求書又は領収書及び内訳書の写し	任意様式。交付決定後、金額が変更となる場合は、変更申請が必要となります。
(3)	工事写真 ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真 イ 基礎工事の状況を示す写真 ウ 据付工事の状況を示す写真 エ かさ上げの状況を示す写真 オ 管きよの接続状況を示す写真	(p.26 参考例参照)
(4)	施工結果報告書（別記第11号様式）	(p.22 参考例参照)
(5)	法第7条に規定する検査に要する費用を納付したことを証する書面の写し	浄化槽設置届に付随する参考様式の写しまたは浄化槽調書の添付図書（裏面）の写し

(6)	第7条第1項の規定による提出の時点において、市内に住所を有していない者にあつては、住民票の写し（当該提出の日以後実績報告書の提出の日までに発行されたものに限る。）	申請時に誓約書を提出した場合、本市に転入し、対象建築物へ居住することを確認するために住民票の写しを添付。
(7)	単独処理浄化槽又はくみ取便所を適正に処分したことを確認できる書類（産業廃棄物管理票E票の写し）	処分の受託の受入済印と処分完了印、最終処分終了日の処分完了印があること。
(8)	単独処理浄化槽又はくみ取便所を補助対象浄化槽に付け替えている状況を示す写真 ア 撤去工事の着工前の状況を示す写真 イ 汚泥清掃又はし尿くみ取りの状況を示す写真 ウ 消毒作業の状況を示す写真 エ 撤去作業及び埋戻し作業の状況を示す写真 オ 撤去工事及び埋戻し工事完了時の状況を示す写真	(p.29 参考例参照)
(9)	浄化槽使用廃止届出書の写し	県（安房地域振興事務所）の受領印があるもの。
(10)	浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に関する誓約書（別記第12号様式）	本人の直筆であること。 (p.24 記入例参照)

6 完了検査について

実績報告提出後、工事の完成検査を実施します。合併処理浄化槽に接続される排水システムの排水状況など現地で確認します。

補助事業申請者及び浄化槽施工業者の立会が必要となります。

7 補助金の交付額の確定について

実績報告書を審査し、完了検査問題がなければ合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（別記第13号様式）が通知されます。

8 補助金の請求について

補助金交付額確定通知書受領後、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記第14号様式）により補助金の請求を行ってください。

請求から概ね2週間程度で指定された口座に補助金を振り込みます。

9 様式【記入例】

別記第1号様式（第7条関係）

書類確認後、提出時記載

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

南房総市長 宛

申請時点の住民登録地で記入
直筆の場合、押印は不要です。

申請者 住所 **南総市富満町青木〇〇番地**
氏名 **南房総 太郎** 印
電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

次のとおり合併浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、南房総市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

記

設置、撤去、宅内配管工事含めた補助金の申請額を記入

1 交付申請額 **812.000円**

2 事業完了予定年月日 **令和〇年〇〇月〇〇日**

3 添付書類 別紙のとおり

申請後、完了予定を超える場合は変更申請が必要となります。
実績報告提出締切日となる翌年3月15日（令和6年度は令和7年3月17日）を超える日付の設定できません。

別紙

- (1) 法第 5 条第 2 項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 事業計画書(別記第 2 号様式)
- (4) 補助対象浄化槽の構造図
- (5) 補助対象浄化槽の設置及び敷地内外の排水系統を含んだ建物の配置図及び間取り
- (6) 転換事業に係る見積書の写し及び契約書の写し
- (7) 当該補助対象浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類(登録証の写し及び管理票)
- (8) 一般社団法人千葉県浄化槽協会の保証登録証(市町村用)
- (9) 補助対象建築物を借りている者は、当該補助対象建築物の賃貸人の承諾書
- (10) 住所の確認及び市税等納付状況調査に関する同意書(別記第 3 号様式)
- (11) 市外に住所を有する者にあつては、誓約書(別記第 4 号様式)
- (12) 法第 11 条第 1 項に規定する検査に関する届出書(別記第 5 号様式)
- (13) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- (14) 浄化槽設備士免状の写し
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式(第7条関係)

事業計画書

1 設置者	住 所	南房総市富浦町青木〇〇番地	
	氏 名	南房総 太郎	
2 事業区分	<input checked="" type="radio"/> ① 単独処理浄化槽からの転換 2 くみ取り便所からの転換		
3 住宅所有者	<input checked="" type="radio"/> ① 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()		
4 建物	建築面積	110.0 m ²	
	延べ面積	1 専用住宅 110.0 m ² 2 店舗等併用住宅 m ² (うち居住部分の面積 m ²)	
5 浄化槽の設置に関する事項	設置場所	南房総市富浦町〇〇〇〇番地	
	浄化槽の名称 (型 式)	株式会社 〇〇〇 〇〇〇-〇型	
	処理能力	5 人槽	
	設置に係る経費 ※補助限度額に満たない場合は、当該費用(千円未満切り捨て) (A)	332,000 円	
6 既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に関する事項	設置場所	南房総市富浦町〇〇〇〇番地	
	名称 (型式)	〇〇〇〇 〇〇 〇〇-〇〇	
	処理能力	10 人槽	
	処分業者	〇〇〇〇 株式会社 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
	撤去費 ※補助限度額に満たない場合は、当該費用(千円未満切り捨て) (B)	180,000 円	
7 宅内配管工事に関する事項	<input checked="" type="radio"/> ① 転換事業 2 建替え(単独浄化槽からの転換)を伴う転換事業 3 増築等を伴う転換事業		
	宅内配管工事費 ※補助限度額に満たない場合は、当該費用(千円未満切り捨て) (C)	300,000 円	
8 交付申請額	(A) + (B) + (C)		812,000 円

備考 設置に係る経費、撤去費、宅内配管工事費は、消費税及び地方消費税の額を控除した額を記入すること。

(A)、(B)、(C) 及び交付申請額は
補助金の申請額を記入すること。
(千円未満は切り捨て)

第3号様式(第7条関係)

住所の確認及び市税等納付状況調査に関する同意書

令和〇年〇〇月〇〇日

書類確認後、提出時記載

南房総市長 宛

南房総市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付に必要な限りにおいて、私の住所及び第5条第2項第5号に規定する滞納状況について調査することに同意します。

申請時点の住民登録地で記入

住 所 **南総市富浦町青木〇〇番地**

申請者 氏 名 **南房総 太郎**

(本人の直筆とすること)

第4号様式（第7条関係）

誓約書

書類確認後、提出時記載
令和〇年〇〇月〇〇日

南房総市長 宛

申請時点の住民登録地で記入

申請者 住所 **南総市富浦町青木〇〇番地**
氏名 **南房総 太郎**
電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**
(本人の直筆による)

私は、今般南房総市において、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付申請を行うに当たり、下記のとおり実績報告書提出日までに住所を移転することを誓約します。

- 記
- 1 移転予定住所 **南総市富浦町青木〇〇番地**
- 2 転入及び転居予定日 **令和〇年〇〇月〇〇日**
- 実績報告書提出日以前

第5号様式（第7条関係）

法第11条第1項に規定する検査に関する届出書

書類確認後、提出時記載

令和〇年〇〇月〇〇日

申請時点の住民登録地で記入

南房総市長

宛

申請者 住所 **南総市富浦町青木〇〇番地**
氏名 **南房総 太郎**
電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**
(本人の直筆による)

私は、法第11条第1項に規定する検査に関し、下記のとおり届け出します。

記

浄化槽の保守点検を委託により実施し、かつ、法第11条第1項に規定する検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約を結ぶことを予定しています。

浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施し、かつ、法第11条第1項に規定する検査の受検を契約することを予定しています。

備考 「浄化槽の保守点検を委託により実施し、かつ、法第11条第1項に規定する検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約を結ぶことを予定しています。」及び「浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施し、かつ、法第11条第1項に規定する検査の受検を契約することを予定しています。」については、不要のものを消すこと。

第8号様式(第9条関係)

書類確認後、提出時記載

合併処理浄化槽設置整備事業変更(中止・廃止)承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

南房総市長 宛

申請時点の住民登録地で記入
直筆の場合、押印は不要です。

決定通知書の右上の日付・文
書番号を参照し記入

補助対象者 住所 **南総市富満町青木〇〇番地**
氏名 **南房総 太郎** 印
電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇**

令和〇年〇月〇〇日付け **南環** 第 **〇〇〇** 号で補助金交付決定を受けた南房総市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更(中止・廃止)したので、承認願います。

記

1 補助金申請内容の変更

- (1) 変更事項
- (2) 変更内容
 - ア 変更前
 - イ 変更後

変更の場合 1、5 を記載
中止の場合 2、3、5 を記載
廃止の場合 4、5 を記載

2 補助事業の中止

3 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)

- (1) 中止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 完了予定日 年 月 日

4 補助事業の廃止

5 事業を変更(中止・廃止)する理由

備考 「変更(中止・廃止)」については、不要のものを消すこと。

第10号様式（第10条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

書類確認後、提出時記載

令和〇年〇〇月〇〇日

南房総市長

宛

実績報告時の住所を記載（市内）
直筆の場合、押印は不要です。

決定通知書の右上の日付・文書番号
を参照し記入

補助対象 住所 **南総市富浦町青木〇〇番地**
氏名 **南房総 太郎** 印
電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇**

令和〇年〇月〇〇日付け **南環** 第 **〇〇〇** 号で交付決定の通知を受けた南房
総市合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 **812,000 円**
- 2 事業開始年月日 **令和〇年〇月〇〇日**
- 3 事業完了年月日 **令和〇年〇月〇〇日**
- 4 設置した補助対象浄化槽
 - (1) 製造番号 **〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇**
 - (2) 使用開始年月日 **令和〇年〇月〇〇日**
- 5 添付書類 別紙のとおり

別紙

- (1) 次のいずれかの書類
 - ア 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあつては、法第 11 条第 1 項に規定する検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
 - イ 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあつては、浄化槽清掃業者との業務委託契約書及び法第 11 条第 1 項に規定する検査の受検を契約したことを証する書面の写し
- (2) 転換事業に係る請求書又は領収書及び内訳書の写し
- (3) 工事写真
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 管きよの接続状況を示す写真
- (4) 施工結果報告書（別記第 1 1 号様式）
- (5) 法第 7 条に規定する検査に要する費用を納付したことを証する書面の写し
- (6) 第 7 条第 1 項の規定による提出の時点において、市内に住所を有していない者にあつては、住民票の写し(当該提出の日以後実績報告書の提出の日までに発行されたものに限る。)
- (7) 単独処理浄化槽又はくみ取便所を適正に処分したことを確認できる書類(産業廃棄物管理票 E 票の写し)
- (8) 単独処理浄化槽又はくみ取便所を補助対象浄化槽に付け替えている状況を示す写真
 - ア 撤去工事の着工前の状況を示す写真
 - イ 汚泥のくみ取り作業の状況を示す写真
 - ウ 消毒作業の状況を示す写真
 - エ 撤去作業及び埋戻し作業の状況を示す写真
 - オ 撤去工事及び埋戻し工事完了時の状況を示す写真
- (9) 浄化槽使用廃止届出書の写し
- (10) 浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に関する誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第11号様式（第10条関係）

施工結果報告書

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	✓
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	✓
3 誤接合等の有無	生活排水がすべて接続されているか。	✓
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	✓
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	✓
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	✓
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	✓
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行い難い場所に設置されていないか。	✓
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	✓
	コンクリートスラブが打たれているか。	✓
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	✓
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	✓
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	✓
	しっかり固定されているか。	✓
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	✓
	しっかり固定されているか。	✓
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	✓
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	✓
	しっかり固定されているか。	✓
	薬剤筒は傾いていないか。	✓
13 ポンプ設備(流入ポンプ及放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプまずに変形や破損はないか。	
	ポンプまずに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおり	ポンプ設備が無い場合は斜線
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	✓
	固定が十分行われているか。	✓

	アースはなされているか。	✓
	漏電のおそれはないか。	✓
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p>令和〇年〇月〇〇日</p> <p>担当浄化槽設備士 氏名 〇〇 〇〇 ㊞</p> <p>(浄化槽設備士免状の交付番号)</p> <p>設置者 氏名 南房総 太郎</p> <p>設置場所 南房総市富浦町青木〇〇番地</p> <p>浄化槽の製造業者名及び名称</p> <p>(株)〇〇〇 〇〇〇-5型</p>		

担当浄化槽設備士が記入する。

書類確認後、提出時記載

第12号様式(第10条関係)

浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に関する誓約書

令和〇年〇〇月〇〇日

南房総市長

宛

私は、南房総市から補助金の交付を受ける補助対象浄化槽について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に実施するとともに、違法行為その他の理由により補助金の返還を命じられたときは、補助金を返還することを誓約します。

記

1 法第10条に規定する保守点検及び清掃

2 法第11条に規定する定期検査

実績報告時の住所を記載（市内）

住所 **南総市富浦町青木〇〇番地**

氏名 **南房総 太郎**

(本人の直筆とすること)

第14号様式(第12条関係)

書類確認後、提出時記載

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日

南房総市長 様

実績報告時の住所を記載（市内）

押印必須（申請書に押印した場合は同じものを押印）

確定通知書の右上の日付・文書
番号を参照し記入

補助対象 住所 **南総市富浦町青木〇〇番地**
氏名 **南房総 太郎** 印
電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇**

令和〇年〇月〇日付け **南環** 第 **〇〇〇** 号で額の確定のあった南房総市合併処理
浄化槽設置整備事業補助金を次のとおり請求します。

交付確定額 **812,000** 円

申請者本人の口座名義を記入

確定通知書の金額を参照し記入

振込先

金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
預金種別	普通 ・当座		
ふりがな 口座名義人	みなみぼうそう たろう 南房総 太郎		
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇		

ゆうちょ銀行を指定した場合、
漢数字の支店名を記載すること

申請者本人の口座名義を記入
(口座番号は **7桁**)

10 《参考》 実績報告書添付写真

必要に応じて説明できる写真を追加してください。また、その他工事（擁壁等）が必要な場合は、根拠資料及び写真等を追加してください。

工事写真

①浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真



浄化槽の設置場所に浄化槽設備士が、正面を向いて標識（浄化槽工事業者登録票、届出済票）を掲げ、背景に工事を行う場所の周辺状況が分かるように撮影

②基礎工事の状況を示す写真



②-1 基礎工事の状況

栗石地業を行ったことのわかる写真

（100 mm以上）

栗石の突き固めが終了後、深さの分かるスケールとともに撮影



②-2 基礎工事の状況

捨コンクリート打設後、厚さの分かるスケールとともに写した写真

（50 mm以上）



②-3 基礎工事の状況

コンクリートの配筋状況

（D10-200@）

配筋のピッチが分かるスケールとともに写した写真（スペーサー使用）

写真

②-4 基礎工事の状況

コンクリートの状況

基礎コンクリート打設後、コンクリート厚の分かるスケールとともに写す。

(プレキャスト板（PC板）設置に係る写真)

写真

基礎工事の状況

※使用するPC板の施工計画書により、栗石、砕石、から練りモルタル等の基礎工事が確認できる写真（スケールとともに写した写真）を添付

PC板の全体の寸法、厚さ及び設置後の水平が確認できる写真

③据付工事の状況を示す写真

写真

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることがわかる写真を写す。（水平器、埋め戻し高さを示すスケール、水張り水じめ用ホース、つき固め用の器具及び埋め戻し用土砂等を写す。）

④かさ上げの状況を示す写真

写真

④-1 かさ上げの状況

コンクリートスラブ配筋状況の分かるスケールとともに写した写真

写真

④-2 かさ上げの状況

コンクリートスラブ打って完成したことが分かる写真

写真

④-3 かさ上げの状況

かさ上げをした場合、高さが分かるスケールとともに写した写真

⑤管きよの接続状況を示す写真

写真

⑤-1 管きよの接続状況

宅内配管工事中の写真（遠景）

写真

⑤-2 管きよの接続状況

宅内配管工事中の写真（近景）

単独処理浄化槽又はくみ取り便所を補助対象浄化槽に付け替えている状況を示す写真

①撤去工事の着工前の状況を示す写真



単独浄化槽又はくみ取り便槽の写真

②汚泥清掃又はし尿くみ取りの状況を示す写真




③消毒作業の状況を示す写真



④撤去作業及び埋戻し作業の状況を示す写真



⑤撤去工事及び埋戻し工事完了時の状況を示す写真



写真